

河川整備計画策定専門家委員会運営要領

1. 委員会の公開

委員会、委員会資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、非公開とすることができる。

2. 議事概要

河川整備計画策定専門家委員会の議事について、事務局が議事概要を作成するものとする。また、委員会資料、議事概要は速やかにインターネットでの掲載等により公開するものとする。

3. 委員会の傍聴

委員会の公開は、委員会の傍聴を認めることにより行うものとし、次に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- (2) 傍聴席は、一般傍聴席と報道関係者席に区分するものとする。
- (3) 報道関係者のカメラ撮りは冒頭のみとする。
- (4) 一般傍聴人の定員は、委員会の状況により事務局が判断するものとする。
- (5) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (6) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会を妨害しないこと。
 - ウ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - エ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
- (8) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- (9) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

附則

この運営要領は、平成29年10月27日から施行する。